

資 料

中国裁判事例研究（9）

中国裁判事例研究会
(代表者 小口彦太)

I 契約締結上の過失責任事例

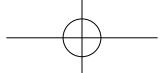
—陝西省咸陽星雲機械有限公司が彩虹集團電子株式有限公司に
対して、契約締結上の責任を求めた上訴審判決

(最高人民法院〔2008〕民二終字第8号)

胡 光 輝

II 中国におけるキャラクターに関する著作権
ライセンス契約及びその留意点
—「ウルトラマンティガ」をめぐって—

夏 雨



資料

I 契約締結上の過失責任事例

—陝西省咸陽星雲機械有限公司が彩虹集團電子株式有限公司に
対して、契約締結上の責任を求めた上訴審判決⁽¹⁾
(最高人民法院 [2008] 民二終字第8号)

胡 光 輝

【目次】

- I 事実の概要
- II 判決要旨
- III 解説
- IV 結びにかえて

I 事実の概要

2003年7月8日、売主X（陝西省咸陽星雲機械有限公司・原告・上訴人）は、買主Y（彩虹集團電子株式有限公司・被告・被上訴人）のカラーブラウン管生産工場との間に、37cm, 40cm, 54cm防爆バンドの3つの製品の材料・部品の供給認定契約3通を結び、同年9月18日に37cm ℓ , 54cm ℓ 型の溶接式フレームの材料・部品の認定契約2通を締結した。

上記の5通の契約において、材料・部品の技術水準、進捗度、価格及び支払方法を約定すると同時に、以下のいくつかの事項も約定した。①認定の進捗度により、買主が売主に対して認定サンプルの提供を通知する。②材料認定において、基準に達しないという問題が発生した場合、売主がそれを改良し再提供を行い、認定手続を順延する。③売主が提供するサンプルについて、買主が使用し、基準に達せば、契約価格により支払する。④五段階認定〔五歩認定〕に

(1) 吳慶宝主編『權威点评最高法院合同法指導案例』(中国法制出版社 2011年)
2 - 17 頁。

合格した後、買主が売主に「認定結論通知書」を発行し、大量生産供給の根拠とする。⑤その他の事項については、協議により解決する。上記の認定契約書を締結した後、Xは合計1638万元の生産設備などを購入し、約定に従いサンプルの生産を開始した。

2004年8月6日、XとYは、上記の5つ部品の試作品の供給価格について、「国内外の特殊鋼材の供給と需要の趨勢及び市場価格の大幅な上昇により、5種類の部品の試作期間中の供給価格の小幅な調整を行い、すなわち37cm, 54cm型の溶接式フレームの単価をそれぞれ4.23元と13.43元にし、37cm, 40cm, 54cm防爆バンドの単価をそれぞれ4.50元、5.20元、6.60元にすることに合意した」との契約書をかわした。同年12月21日、YはXに対して、「37cm型の溶接式フレームの五段階認定に合格し、量産で使用することに同意する」との品質合格認定通知を発した。

2005年2月、YはXに対して、2005年3月1日より、部品の供給を一時停止するよう求め、今後のことについては、改めて知らせるとの通知を発した。

2005年3月16日、Yは、Xに対して37cmの防爆バンドのサンプルの品質合格認定を発し、量産に用いることができることを通知した。

その後、カラーブラウン管市場の縮小や、同製品の市場価格が30%から50%の低下したことにより、YはXに対して供給部品の30%値下げを求めたが、合意に達しなかった。

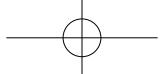
2004年8月から2005年初頭までの間に、XはYに40cm防爆バンド部品以外の4部品を、計180万枚余り供給した。YはXに代金900万元余りを支払った。40cm防爆バンドは、Yの関連製品調整のため、生産に至らなかったが、双方とも異議がなかった。

結局、Xの部品供給が中断したまま、2007年年始、Yは製品の材質及び構造について調整を行ったが、Yは生産設備を更新することができないと表し、双方が上記部品の供給契約の締結交渉を中断した。

そこで、2007年3月7日、XはYに対して契約締結上の過失責任に基づき、設備投資や人員養成などの損害賠償を求め、陝西省高級人民法院に訴訟を提起した。

第1審（陝西省高級人民法院〔2006〕陝民二初字第16号）は、以下のように判断した。

認定協議の役割及び意義は、部品を量産し供給するための根拠を提供したのであり、つまり、部品供給契約を締結するため、当事者が公平、誠実信用の原



則に即して交渉する義務がある。当事者が契約締結上の過失責任を負うか否かについても、公平、誠実信用の原則に即した交渉義務に反しているかどうかということを要件としなければならない。本件における5つの認定契約の履行状況からみると、2004年12月及び2005年3月に、37cm型フレームと37cm防爆バンドの合格認定をそれぞれ行ったが、正式な供給契約には至らなかった。争点は、正式な供給契約に至らなかった原因はどこにあるのか、Yは公平、誠実信用の原則に反するか否かにあるが、Yが2005年2月に行った、部品供給の一時停止の通知は、すでに供給していた部品の価格について異議があったからであって、認定契約に反し、正式な供給契約の締結を拒む行為であったとはいえない。

Yの30%の値下げ要求は、不誠実な態度〔悪意〕をもって交渉することに当たるか否かの問題について

XとYは、市場経営主体として、2005年におけるカラーブラウン管の価格下落について十分に認識していたことは、Yの2005年の最初の3か月間の報告においても明らかである。したがって、コストを下げるなどの経営戦略は、Yの市場競争力を高めるために採った正当な経営行動である。したがって、YがXに対して供給材料の価格を30%下げるよう求めたことは、部品等の供給契約内容についての交渉に属する合理的な要求であり、公平な交渉義務に違反しているとは言えない。

また、正式な供給契約5部正式な部品供給契約について、YはXとY双方が部品の供給価格などの内容について合意に達せば、契約を結び、Xの部品供給に応じる意思を表した。しかし、Yは、2007年年始に製品の材質や構造について調整を行い、Xがそれに応じて生産設備を交換する能力がないと表し、双方の契約締結交渉が中断した。したがって、正式な部品供給契約に達することができなかつたのは、通常の交渉不成立によるものであって、Yの契約締結上の過失によるものではないとして、Xの請求を棄却した。

これに対してXは、正式な部品供給契約の締結に達しなかつたのは、Yが誠実信用の原則に違反したからであって、第1審判決にいう通常の交渉によるものではないことを理由に、上訴した。

最高人民法院は、契約締結上の過失を認めず、第1審判決は正当であるとして、以下のように判示した。

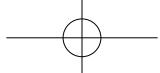
II 判決要旨

契約締結上の過失責任は、契約締結過程において、一方が義務に違反〔違反先合同義務〕することによって、相手方の信頼利益に損害をもたらした場合に、負うべき賠償責任である。契約締結上の過失責任は、契約締結過程における義務〔先合同義務〕が存在すること、及び違反していることを要件としている。つまり、契約締結過程における義務は、申込みの効力が生じた後、契約が有効に成立するまでにおいて生じ、当事者がこの間に当該義務に違反したのであれば、契約締結上の過失責任を負うことになる。

本件の場合は、5通の認定契約及び正式な部品等の供給契約に関連する。5通の品質認定契約は、すでに成立し、程度の差があるものの、履行されていると同時に、その履行及び効力について双方とも異議がなかった。したがって、5通の品質認定契約に、契約締結上の過失責任は存在しない。当事者が争っているのは、正式な部品等の供給契約についての契約締結上の過失責任の有無である。

契約法42条及び43条の規定によると、契約締結上の過失は、以下の4つを含む。すなわち「契約締結の過程において、当事者に以下に掲げる事由の1つに該当し、相手方当事者に損害をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならぬ。①契約締結の名目を理由として、不誠実な態度をもって交渉を行う場合。②契約の締結に關係する重要な事実を隠蔽し、虚偽の情報を提供した場合。③その他の誠実信用の原則に反する行為があった場合。」(42条)、及び④「当事者が契約締結過程で知り得た商業秘密について、契約が成立するか否かにかかわらず、当該商業秘密を漏洩したり、不正に利用したりしてはならない。この義務に違反し相手方に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならぬ。」(43条)である。本件事実に従い、Yが契約締結上の過失責任を有するか否かを判断するため、正式な供給契約についての交渉・締結過程において、Yに不誠実な態度をもって交渉を行い、契約の締結に關係する重要な事実を故意に隠蔽し、及び虚偽な情報を提供することがあったか否かが重要である。

1 Yには故意に契約締結に關係する重要な事実を隠蔽し、虚偽な情報を提供することが存在するか否かについて、Xの主張を裏付ける証拠がないため、認めることができない。



2 Yには正式な部品等の供給契約の交渉・締結の過程において、不誠実な態度をもって交渉する行為があったのか否かの問題について

Xは、上訴審において、材料・部品等の認定契約は、双方が正式な供給契約を締結する前に行つた仮契約であり、既に製品価格について約定した後に、Yがさらに30%の値下げを求めたことは、不誠実な態度をもって交渉を行ったことに属する、と主張した。

最高人民法院は、次のように判断した。認定契約は、正式な製品供給契約ではなく、認定契約の履行目的は、Xが提供するサンプルに対する品質検査であつて、量産を行い供給できるかどうかの根拠に過ぎない。通常の正式な製品供給契約は、価格、質、数量及び履行期限などの内容がなくてはならない。つまり、本件の場合は、認定契約の約定に従い、部品の五段階認定を経てから、さらに数量、価格、期限等について合意に達しなければ、正式な供給契約を締結することができない。本件の「五段階認定に合格し、供給方に『認定結果通知書』を発し、量産して供給する根拠とする」との約定にしたがい、Yが認定結果通知書を発した場合、当事者双方が締結しようとする正式な供給契約の中の部品等の品質基準について合意に達したといえる。しかし、正式な供給契約における製品の価格、品質、供給期間等の内容についての合意であったわけではなく、双方が正式な供給契約を必ず結ぶと推定することもできない。

また、品質等の認定契約における価格の約定は、正式な供給契約を結ぶ際の価格とすることができますか。この点について、認定事実にあるように、2004年8月6日、国内外の特殊鋼材の市場供給趨勢及び市場価格により、小幅な調整を行つた経緯があつたことからみると、認定供給中の約定価格について、市場の変化により、合意のうえで調整することができるということである。製品の価格を決める際、市場供給関係だけではなく、製品の量も考慮する必要がある。……市場価格が大幅に上昇するとき、Yがまだ締結していない正式な供給契約における製品の価格について、市場価格の変動にしたがい、値下げを求めたことは、市場規律に合致し、通常の合理的な交渉行為に属する。反対に、品質認定契約で定めたサンプルについての高い価格を、正式な供給契約の大量生産の価格とすることを堅持するXの交渉行為こそ、市場規律を無視し、公平の原則に反するといえるのではないか。

本件部品等の価格は、主に当事者双方が協議し市場価格により確定すべきである。第1審後、Yは合理的な市場価格で引き続きXの供給を受けることに同意するが、Xは生産設備を交換することができないため、継続供給契約交渉の

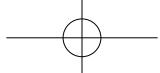
合意に達しなかった。

仮に民法理論上の最も緩やかな契約成立ルールにより、双方の正式な供給契約のための製品品質条項について合意に達し、かつ有効に成立したとしても、価格・数量・履行期限などの契約要素の約定が不明確であるとしかいいうことができない。価格に限って言えば、契約法第61条は、「契約の効力が生じた後、当事者が品質・価格又は報酬・履行地などの内容について当事者間の約定がないか、又は不明確な場合は、補充協議を行うことができる。補充協議に達することができなかった場合は、契約の関連条項又は取引の慣習によって確定する」と規定し、当該規定によつても、価格についてなお確定できない場合は、「契約締結時に履行地の市場価格に従つて履行する。法により、政府の市低価格又は指導価格に従わなければならぬ場合は、その規定により履行する」(契約法62条)としている。本件に合わせて考えると、仮に正式な供給契約が成立したとして、価格の約定だけ不明確であることについて、Yは補充協議を通じてXと交渉を行い、交渉が不成立なときは、品質認定契約におけるサンプルの価格を大量生産時の正式な供給契約の価格とすることができないため、双方の取引の慣習によって確定すべきである。なお双方は、すでに2004年8月6日に市場価格の変化に従い協議によってサンプルの価格を高めた経緯があり、このことを双方の取引の慣習とすることができるよう。そのうえ、依然として確定できなければ、市場価格によって確定すべきである。つまり、理論上最も緩やかな契約成立ルールに従つても、本件の価格は双方の協議又は市場価格によって確定しなければならない。本件事実によると、第1審後、Yは合理的な市場価格によりXの供給を受ける意思があることを伝えたが、2007年初頭、Yが製品材質及び構造に対する調整を行つたため、Xが生産設備の更新を行う能力がないとして、供給契約の継続交渉について合意に達することができなかつた。このことから見ても分かるように、Yに不誠実な態度をもつて交渉する行為があつたとは言えない。

したがつて、Yの不誠実な態度をもつて交渉し誠実信用原則に反する、とのXの主張は認められない。

3 Xの関連損失の処理問題について

Xは、Yとの正式な部品等の供給契約が締結できなかつたことにより、設備投資や人員養成等を含めて、計3001万元の損害が生じていると主張する。最高人民法院は、品質認定契約の履行目的は、あくまでもXの部品等のサンプルがYの品質基準に達するか否かを認定するためであり、正式な供給契約ではな



いし、品質の認定を受けたとしても、必然的に正式な供給契約を結ぶわけではないと判示した。

認定事実によると、Xが生産設備を購入したのは、2003年9月10日、2003年10月9日及び2004年2月25日であり、XY間の認定契約の締結時間は、それぞれ2003年7月28日、2003年9月18日であるが、Yが37cm型フレーム及び37cm防爆バンド部品のサンプルに対する品質等の認定合格結果通知は、それぞれ2004年12月21日と2005年3月16日である。つまり、Xが生産設備を購入したのは、認定契約（5部）を締結した直後であって、上記フレームと防爆バンドのサンプル部品の合格認定は1年後である。一般に、品質等の認定契約を締結する初期段階では、双方ともその認定結果について予知できぬはずである。また、「五段階認定」に合格後、注文側が供給側に「認定結果通知書」を発行し、量産のための根拠とし、その他の事項については、別途で協議して解決するとの約定は、サンプルが合格しない、あるいは市場価格の変動により、本契約が締結されないリスクが生じる可能性があり、別途で交渉して解決する必要があることを意味する。したがって、Xが生産設備を購入するとき、近い将来正式な供給契約を締結することへの期待があるが、設備の購入目的は認定契約を履行することにあり、正式な供給契約のためであるとのXの主張は、無理があるといわなければならない。

Xは、サンプルを作るために設備を購入し、人員養成のために費用を支出したが、品質等の認定契約を履行するためであり、正式な供給契約を結ぶために間接的投資を行っただけに過ぎない。Xは、サンプルが五段階認定に合格した以上、サンプルの価格に従い正式な供給契約を結ぶべきだと主張するが、明らかに認定契約を、正式な供給契約と同等に扱い、リスクのない取引を期待してしまい、結果としてすべてのリスクと損害を負うことになる。この種の一方的な願望は、契約内容に即したものではなく、市場の規律や公正な取引ルールにも反するのである。つまり、Xが主張する損害は、正式な供給契約の交渉過程における契約成立に対する信頼及びYが誠実信用原則を違反したことによって生じた信頼利益の損害ではない。

III 解説

1 はじめに

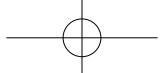
「契約締結上の過失（culpa in contrahendo）」責任理論は、ドイツの学説・

判例によって発展したものである。この理論は、中国にも紹介されて、学説に大きな影響を与えている⁽²⁾。また、ユニドロワ国際商事契約原則第2・15条、第2・16条⁽³⁾を参考にして、1999年契約法（42条、43条）は明文をもって規定した⁽⁴⁾。つまり、当事者が契約締結の過程において、「①契約締結の名を借りて、不誠実な態度をもって交渉を行う場合、②契約締結に関連する重要な事実を故意に隠したり、虚偽な情報を提供したりする場合、③その他の誠実信用の原則に違反する行為があった場合」（42条）のいずれかに該当し、相手方に損害をもたらした場合、損害賠償の責任を負わなければならない。また、契約締結の過程で知った相手当事者の営業秘密について、契約が有効に成立するか否かに関係なく、当該営業秘密を漏えいするか、不正な使用により相手方に損害をもたらした場合、損害賠償の責任を負わなければならない（43条）。

（2）中国における契約締結上の過失責任理論は、1990年代に入ってからようやく議論されるようになったといえる。もっとも、当初の議論は、中国社会の実体に即して行われたのではなく、民法典や民法理論を構築する一環として、台湾や日本の学者などの学説を継受した結果として導入されたものであるといえる。たとえば、鄭立・王作堂主編『民法学（第2版）』（北京大学出版社 1996年）第23章「合同的訂立と合同内容」の第3節「締約上過失責任」（340～343頁）は、台湾の王澤鑑『民法学説与判例研究』（第1冊、台湾1980年版）を参照したものである。

（3）日本語訳は、廣瀬久和（訳）「ユニドロワ国際商事契約原則（全訳）」ジュリスト1131号（1998年4月）81頁以下などを参照されたい。

（4）なお、1981年の経済契約法（廃止）16条1項「経済契約の無効が確定した後、当事者が当該契約により取得した財産は、相手方に返還しなければならない。故意・過失により相手方もたらした損害を賠償しなければならない。当事者双方に故意・過失がある場合、各自で相応の責任を負う。」、1985年の涉外経済契約法（廃止）11条「当事者の一方が契約の無効について責任を有する場合は、相手方が当該契約の無効により被った損失の賠償責任を負わなければならない。」、及び1986年の民法通則61条1項「民事行為が無効と確認され、又は取り消された後、当事者が当該行為によって取得した財産は、損失を被った当事者一方に返還しなければならない。故意・過失のある当事者の一方が相手方の被った損失を賠償しなければならず、双方に故意・過失がある場合、各自で相応の責任を負わなければならない。」と規定し、契約締結上の過失責任に関する規定であると解されている（楊立新『民法案例実訓講義』（中国人民大学出版社 2011年）170頁、鐘奇江『合同法責任問題研究』（経済管理出版社 2006年）156頁など参照されたい）。

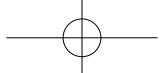


契約締結上の過失責任とは、当事者が契約を締結するために接触し交渉を行う際に、当事者一方が必要な誠実信用の原則⁽⁵⁾に反し、相手方当事者に損害をもたらした場合に負わなければならない責任である、と解されている⁽⁶⁾。この理論について、学会も裁判実務においても、見解が分かれている。

2 契約締結上の過失責任の性質

契約締結上の過失責任は、「契約法と不法行為法の接点ないし交差場面の問題」⁽⁷⁾であるといえる。その性質は、違約責任⁽⁸⁾範疇にも不法行為責任範疇に

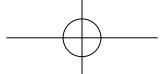
-
- (5) 誠実信用の原則は、誠信原則とも称され、公平原則と同様に道徳（たとえば、「言必信、行必果」（言は必ず信あり、行いは必ず果たす）の格言がある。）と法律の両方の範疇に属する。法律上の原則として、およそ以下の4点から見ることができる。すなわち①民事主体が民事活動において、誠実であり、他人を欺かないこと、②権利の行使は、法令や約定の範囲内で適切な方法をもって行使し、他人や社会の利益に損害を与えてはならない。③義務を履行するとき、約定及び法律の規定にしたがい、厳格に履行すること、④問題や紛争が生じたとき、誠実信用の原則にしたがい、民事主体の権利・義務及び責任を確定すること、である。なお、その性質については学説の見解が分かれている（郭明瑞編著『民法総論 案例教程（第2版）』（北京大学出版社2010年）12～13頁）。
- (6) 王利明『合同法新問題研究』（修訂版）（中国社会科学出版社 2011年）172頁、韓世遠『合同法』（高等教育出版社 2010年）70頁、崔建遠編『合同法』（法律出版社 2003年）86頁は、「契約が不成立、無効、取り消されあるいは追認されない場合は、当事者の一方がこれによって損害を受け、相手方当事者に故意・過失があるとき、相手方当事者が賠償しなければならない。この種の責任は、契約締結上の責任という」と定義している。
- (7) 奥田昌道「契約法と不法行為法の接点——契約責任と不法行為責任の関係及び両義務の性質を中心——」『於保不二雄先生還暦記念 民法学の基礎的課題（中）』（有斐閣 1974年）214頁。
- (8) 中国の契約法第7章「違約責任」（107条～122条）。「債務不履行」という用語は、1980年代半ばまでの民法教科書において、広く用いられていた。たとえば、佟柔・鄭立他執筆『中華人民共和国民法原理（上）』（中国人民大学法律系 民法教研室 1980年）「債不履行的民事責任」（159～165頁）、佟柔・趙中孚・鄭立主編『民法概論』（中国人民大学出版社 1982年）「債不履行的民事責任」152～157頁、法学教材編輯部《民法原理》編寫組『高等学校法学試用教材 民法原理』（法律出版社 1983年）197～201頁など



も属さず、違約責任と不法行為責任を補充する独自の責任類型であると解されており、通説的な考え方であるといえよう⁽⁹⁾。契約締結上の過失責任と違約責任

においても「債的不履行」の節を設けているが、（調べられる範囲では）「違約責任」を用いる教科書は見当たらない。しかし、1980年代半ばから（1981年の經濟契約法（廃止）、1985年の涉外經濟契約法（廃止）及び1986年民法通則の制定・施行がきっかけだと思われるが）、「違約責任」という用語が多く使用されるようになった。たとえば、民法通則が施行される直前に出版された、郝凱編著『民法通則治安条例読本』（雲南人民出版社 1986年12月）は、「債的不履行」（69～70頁）と「違反合同的民事責任」（102頁）の両方を用いている。沈紹芳主編『民法案例選編』（中国人民大学出版社 1988年）147～153頁は、「違約責任」に関する8つの事例の説明を行っている。鄭立・王作堂主編・前掲注（1）の279頁の、「債的履行の分類」において、債の不履行に言及した程度で、336頁は、「違約責任」の定義及び契約書の違約条項の有無は、一般に契約の成立に影響を与えないとして述べている。なお、「違約責任制度は、契約法総則に規定すべきである。伝統的な大陸法系国の民法典は、ほとんど債権総則において債務不履行責任を設けており、各種類の債務不履行の責任として適用している。しかし、この種のモデルには欠陥がある。……債務不履行は主に契約における不履行の問題である。契約法総則において体系的な違約責任規定を設けておけば、債権総則における債務不履行の問題は、基本的に解決できると思われる。」（王利明他著『我國民法典體系問題研究』（経済科学出版社 2009年）410頁（王利明執筆））。

- （9） 契約締結上の過失責任は、違約責任及び不法行為責任との違いなどについては、小口彦太＝田中信行『現代中國法（第2版）』（成文堂 2012年）256-257頁、王利明・前掲注（6）・201～206頁、鐘奇江・前掲注（4）・165～167頁などを参照されたい。裁判実務では、多くの判決は契約締結上の過失責任制度を適用しているが、判決書において直接「契約締結上の過失責任」という文言を使用しているものはあまり見られない。契約法が施行された後も同じ状況にあるといえる。契約無効による紛争について、裁判所は、一般に契約の無効を認定したうえで、契約法第58条を適用して、契約の無効による財産の返還や、過失の程度に応じて損害賠償責任を当事者に負わせるが、当事者が負うべき責任の性質についてはあまり言及していない。契約の無効、効力が生じていないこと及び取り消し可能な場合における損害賠償の問題について、ほとんどの場合は契約紛争として処理し、契約締結上の過失責任が契約責任として扱われているような感覚を与えてしまう。しかし、実務界では、学術の視点からこの問題を検討するときに、基本的に学説における通説的な考え方を受け入れているという（陳吉生「論締約過失責任の性質」廣東法院網、2014年6月19日アクセス。<http://www.gdcourts.gov.cn/gdcourt/front/content.action?lmdm=LM35&gj>）



及び不法行為責任との違いについて、王利明教授⁽¹⁰⁾は、次のように述べている。

(1) 違約責任との違いについて、

① 責任の性質から見ると、違約責任は有効な契約に違反することによって生じた責任であり、契約関係の存在を前提としている。これに対して、契約締結上の過失責任は、契約関係がない場合における当事者の一方が相手方に対してもたらした信頼利益の損害問題を解決するためのものである。契約関係が成立するかどうかは、違約責任と契約締結上の過失責任を区別する基準の1つである⁽¹¹⁾。

② 違約責任については違約条項等を通じて約定することができるが、契約締結上の過失責任は、法定責任であって、自由に約定することができない。また、責任形式として、契約責任の場合は違約金、損害賠償、手付金など様々なものがあるが、契約締結上の過失責任は、損害賠償しかない。

③ 損賠賠償の範囲について、契約締結上の過失責任に基づく損害賠償は、信頼利益であるのに対して、違約責任の場合は、得べかりし利益及び履行そのものを賠償の対象とする。

④ 損害賠償の性質からみると、違約責任に関する契約法113条の前段は、「当事者一方が、契約義務を履行せず、又は約定通り履行しなかったことによって、相手方に損害をもたらした場合は、損害の賠償額は違約によって生じた損害に相当するものでなければならず、契約履行によって獲得すことができる利益を含むが、契約に違反した当事者一方が契約締結時に予見し、又は予見し得た契約違反によってもたらしうる損害を超えてはならない」との制限規定が設けられているが、契約締結上の過失責任に関するこのような規定はない。

⑤ 免責条件について、違約責任の場合は不可抗力という免責事由を有する

id=20131115032638223110)。

(10) 王利明・前掲注(6)・201～206頁、鐘奇江・前掲注(4)165頁。

(11) この点については、学説上の争いがある。韓世遠・前掲注(6)・72頁は、

契約が成立した場合における締結上の過失責任について、否定する学説が多いが、契約法42条2項はすでに契約が成立した場合における締結上の過失責任理論のために一定の空間を与えていたと述べる。韓成軍「締約過失責任的理論ロジック与実証注解」河北法学2011年第7期は、契約締結上の過失責任の発生は、必ずしも契約が有効に成立することを前提とするわけではないと述べる(北京大学法律情報網、2014年6月23日アクセス、http://article.chinalawinfo.com/Article_Detail.asp?ArticleId=69674#18)。

が、契約締結上の過失責任には免責事由の規定はない。⑥帰責原則について、違約責任は厳格責任であるのに対して、契約締結上の過失責任は、過失責任である。

（2）不法行為責任との違いについて

① 契約締結上の過失責任の発生は、2つの前提条件すなわち、1つは契約を締結する当事者双方は、すでに接触または交渉の関係にあり、もう1つはこの種の接触関係により特別な信頼関係が生じることである。不法行為の場合は、このような前提条件を要しない。

② 違反した義務の性質が異なる。つまり、契約締結上の過失責任の場合は本質上、誠実信用の原則による契約成立前の義務「先契約義務」の違反に属するが、不法行為の場合は、他人の財産及び人身を侵害してはならない一般的義務への違反である。

③ 賠償範囲が異なる。前述したように、契約締結上の過失責任は、信頼利益の損害を賠償範囲とするが、不法行為責任は物権や人格権などの絶対権を保護対象としている。

④ 契約締結上の過失責任は、補充的な民事責任であり、不法行為責任及び違約責任が適用されない場合に、適用される責任である。

なお、契約締結上の過失責任は、現行法によって認められたとはいえ、しかし、付随義務⁽¹²⁾は法律に明記されている義務ではなく、裁判官が誠実信用の原則に基づく解釈により、生成する義務である。したがって、契約締結上の過失責任の適用範囲は厳しく限定すべきである⁽¹³⁾、とも指摘されている。

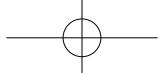
3 契約締結上の過失責任の成立要件

契約締結上の過失責任の成立要件について、2要件説、3要件説、4要件説及び5要件説⁽¹⁴⁾があるが、4要件説を主張する論者が多く、通説の考え方である。

(12) 王利明・前掲注（6）・176頁注②は、「付隨義務と先契約義務は、本質的な違いがあるわけではなく、両者とも誠実信用原則の派生義務である」と述べている。

(13) 王利明・前掲注（6）・200～205頁。

(14) 楊立新・前掲注（4）・171頁は、①当事者一方又は双方に意思表示の瑕疵があること、②当事者は契約がすでに成立していると誤信すること、③契約が未成立であること、④当事者に損害を受けていること、⑤当事者一方又は双方に故意・過失があることの5要件説を主張している。



ろう。すなわち、第1に義務〔先合同義務〕違反があること、当事者がこの種の義務を負うか否かは、具体的な交渉状況や誠実信用原則によるべきであり、契約の申込の効力が生じたときから義務が発生し、この種の義務は、誠実信用義務（42条1項）・情報提供義務（42条2項）・秘密保持義務（43条）などを含む、第2に相手方に損害が生じていること、第3に、第1の義務違反と第2の損害の間に因果関係を有すること、第4は、義務違反に故意・過失が存在すること、である⁽¹⁵⁾。

4 本件判決の検討

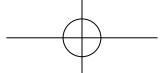
本件に関連する契約は、品質認定契約書5部及び正式の部品等の供給契約である。事実認定にある通り、品質認定契約5部は、すでに効力が生じ、程度の違いがあるが、それぞれ履行されており、当事者双方も当該契約の履行や効力について争わないため、契約締結上の過失責任の問題が生じない。問題となっているのは、部品等の供給契約の締結について、Yが契約締結上の過失責任を負うべきか否かであるとしている。最高人民法院は、契約締結上の過失責任の適用範囲について、明らかに契約の不成立や無効の場合に生じた損害を填補するための理論として捉えているといえる。その性質について、違約責任と不法行為責任を補充する独自の責任類型であると解されており、通説と同じ立場であることを明確にした。

契約法42条1項は、「契約交渉を理由に、不誠実な態度をもって交渉を行う」と規定するが、不誠実な態度をもって契約の交渉を開始させ、進行させるのであって、不誠実な態度をもって交渉を終了させることを含むわけではない⁽¹⁶⁾。本件認定事実によると、XY間の部品等の供給契約が締結されなかった最大の原因是、価格の問題である。すなわちYが30%の値下げを求めたが、合意に達しなかったである。

契約締結上における価格変動の問題について、通常2つの可能性があるといえよう。「1つは、当事者の一方が価格操作を行い、契約を締結したくないという目的に達すること、もう一つは、市場の変化がもたらした価格変動である。

(15) 崔建遠・前掲注（6）・87頁、韓世遠・前掲注（6）・75～76頁、吳慶宝・前掲注（1）・18頁（王闡執筆）、『中華人民共和国合同法 注釈本』（法律出版社 2006年）15頁。

(16) 吳慶宝・前掲注（1）・20頁（王闡執筆）。



前者は、不誠実な態度をもって契約の締結・履行を行うケースに属するが、後者は、契約締結後の事情変更⁽¹⁷⁾の範疇に属する」⁽¹⁸⁾という。認定事実によると、品質認定契約において、サンプルの価格について約定していたと同時に、「その他の事項について、別途で協議によって解決する」とした。たとえば、2004年8月6日、国内外における特殊鋼材の市場価格が大幅に上昇したことに応じて、品質認定契約中の5種類の部品のサンプルの単価について、XYの双方が小幅な調整合意に達した経緯がある。つまり、約定価格について、市場の価格変化に応じて協議し調整することが可能であるといえる。とりわけ、2005年に入ってからカラーブラウン管の需要が著しく減少し、関連製品の市場価格が30%～50%に低下し、同年末におけるYのカラーブラウン管の販売価格は、前年に比べると20.7%低下したことがわかる。このように、正式な部品等の供給契約を結ぶ前に当該製品関連の市場価格が大きく変動したため、Yが30%の値下げを求める交渉は、決して不誠実な態度をもって交渉に臨んでいたとはいえない、誠実信用の原則に反しているとはいえない。第1審の判断を維持した最高人民法院の判断は、妥当であるといえる。

IV 結びにかえて

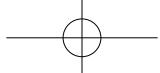
契約締結上の過失責任理論は、中国に輸入され、「契約法の誠実信用原則違反の1つとして処理することを実体化した」といえる⁽¹⁹⁾。近時、ようやく中国社会の実体及び民法に即して議論が展開されるようになったが、学説・裁判例の間では大きな隔たりがある。

契約法42条・43条によって契約締結上の責任を如何に認定するか、実務にとって大きな問題となっている。本件は、第1審判決を追認した最高人民法院の判断として、意義があると考える。契約締結上の過失責任を認定するとき、事実及び証拠に基づいて慎重に判断しなければならず、とりわけ損害が相手方当事者の故意によるものか、通常の契約を締結する際の誠実信用の原則に反し

(17) 中国における事情変更の原則について、胡光輝「中国契約法における事情変更の原則」(社会科学研究62巻5・6合併号119～140頁を参照されたい。

(18) 吳慶宝・前掲注(1)・20頁(王闡執筆)。

(19) 小口彦太「市場経済化と契約法」田中信行編『最新中国ビジネス法の理論と実務』(弘文堂 2011年) 58頁。



ているかどうかなどを総合的に判断しなければならない⁽²⁰⁾、というのは最高人民法院の考えであり、裁判実務のスタンスであるといえよう。

裁判実務において、一定の慎重さがみられるが、学説の議論とともに契約締結上の過失責任理論は適用範囲を拡大してきた傾向にある。この点を含めて、中国における契約締結上の過失責任理論に関する学説や裁判例の論争・対立について詳細な分析は別稿に譲ることにしたい。

(本稿は、「北陸大学特別研究教育助成による研究」成果の一部である。)

(20) 吳慶宝・前掲注(1)・2頁(王闊(最高人民法院民二庭裁判長・高級法官)の「指導点評」)

